

令和 6 年度第 2 回

東京都医療費適正化計画検討委員会

会 議 録

令和 7 年 2 月 1 4 日

(午後 5時30分 開会)

○保険財政担当課長 定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第2回東京都医療費適正化計画検討委員会を開会させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、東京都保健医療局保健政策部保険財政担当課長の竹中でございます。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回はオンライン形式での会議ですので、ご発言いただく際のお願いがございます。

委員の皆様は画面をオンにしてくださいませ。また、ご発言時以外は、常にマイクはミュートにしてください。ご発言の際は、挙手などの合図でお知らせください。座長から指名を受けましたら、ミュートを解除し、ご発言をお願いいたします。その際は、初めにお名前をお名乗りいただき、可能な限り大きな声でご発言いただきますようお願いいたします。

また、音声トラブル等がございましたら、緊急連絡先にお電話いただくか、チャット機能等で事務局までお知らせください。

それでは、初めに本日の資料を確認させていただきます。配付資料につきましては、次第に記載のとおりとなります。委員の皆様には、事前にメールでお送りさせていただいております。

次に、会議の公開についてでございますが、「東京都医療費適正化計画検討委員会設置要綱」第10（会議録及び会議録等の取扱い）により、当委員会は、会議、会議録及び会議に係る資料につきましては公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせをいたします。

続きまして、本日の出席状況についてです。事前に欠席のご連絡を頂いておりますのが、名簿順に田嶋委員、柳橋委員、東京都職員共済組合の本多委員でございます。また、荘司委員は遅れてご参加とのご連絡をいただいております。

本日はオンライン開催ですけれども、蓮沼委員には会場でご出席いただいております。

それでは、以降の進行につきまして、古井委員長をお願いいたします。

○古井委員長 皆さん、こんばんは。お疲れさまでございます。

それでは、早速ですけれども、手元の議事次第に従って議事に入りたいと存じます。

本日の協議事項は「第四期東京都医療費適正化計画の一部改定について」です。12月から1月にかけて意見募集を行っていたということで、その結果と併せて事務局よりまずはご説明をお願いいたします。

○保険財政担当課長 それでは、資料1から資料3までに沿いまして、先般実施しましたパブリックコメントの結果と、それを踏まえて修正した計画の一部改定案についてご説

明いたします。

現在画面に映している資料を御覧いただけますでしょうか。こちらは11月第1回会議でご説明した資料の抜粋でございます。

記載のとおり、今回の一部改定のメインは、後発医薬品、バイオ後続品の使用促進に向けて設定する数値目標や取組部分の改定でございます。

一番下のスケジュールに記載のとおり、11月の検討委員会でいただいた意見を踏まえて作成した改正案につきまして、12月19日から1月20日までの約1か月間、パブリックコメントの募集と都内の区市町村及び東京都保険者協議会への意見照会を行いました。

それでは、パブリックコメント、区市町村等から頂きましたご意見と、それに対する都の考え方の案についてご説明いたします。

資料1を御覧いただけますでしょうか。

まず1ページ目ですけれども、こちらはパブリックコメントの結果になります。昨年度の改定時は0件だったのですが、今回はお二人の方から4件のご意見をいただいております。

概要をご説明します。まず、第3部第1章「国の基本方針」に、3件のご意見をいただきました。

内容としては、意見要旨に記載のとおりですけれども、上から1つ目は、高齢者特有の疾患の研究の推進、診断法、治療薬の開発促進に関するもの、2つ目が、観光立国におけるパンデミック対策と医薬品開発への活用に関するもの、3つ目は、医薬品不足への対応としての国内での医薬品開発、製造の促進に関するものでした。

これらの意見に対する都の考え方の案でございますが、第3部第1章は、国の医療費適正化に関する施策についての基本的な方針、いわゆる「国の基本方針」で示されております都道府県の第四期計画における目標設定の考え方を記載している項目でございます。いただいた意見は、いずれも国全体での取組を提案する内容でございましたので、今回の改定案には反映しないこととしております。

次に、第4部第1章第2節「医療の効率的な提供の推進に向けた取組」には、患者自身の生活習慣の改善が必要な生活習慣病と治療困難な不治の病である難病とで医療のメリハリをつけたほうがよいというご意見をいただきました。

これらの意見に対する都の考え方の案でございますが、第4部第1章第2節は、国の基本方針で示されております抗菌薬の適正使用や地域の実施状況に差があるがんの外来化学療法、白内障の外来手術の推進などに触れたものでございます。いただいたご意見は、医療資源の効率的な活用の考え方に関するご意見のため、この改定案には反映しないこととしております。

続きまして、2ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらは、都内の2区市町村から3件と東京都保険者協議会から2件ご意見をいただいております。

区市町村からは、上から1つ目はバイオ後続品の目標値の設定に対する意見、2つ目はバイオ後続品の目標値達成のために保険者に求める具体的な取組等の情報提供、3つ目はバイオ後続品の使用促進等を進めるための技術的・財政的支援の要望をいただいております。

これらの意見に対する都の考え方の案でございますが、このうち2つ目の情報提供に関する意見を踏まえ、国から提供されるデータを活用し、バイオ後続品に関する状況を共有していくことを追記することとしております。

また、保険者協議会からも後発医薬品の供給状況に関する情報提供、後発医薬品の金額シェアに関するデータや具体的な取組等の明示に関するご意見をいただいております。

これらの意見に対する都の考え方の案ですけれども、いずれの意見も改定案に反映し、修正するという考えでございます。

このような区市町村等の意見照会結果を踏まえまして、改定案の修正内容を新旧対照表でご説明いたします。

まず、資料2の3ページですが、今回該当する項目は、いずれも第4部第1章第2節「医療の効率的な提供の推進に向けた取組」の4「後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進」の中の「取組の方向性」という部分です。

5ページを御覧いただけますでしょうか。

まず1か所目が、5ページの左側、一番下の「○」です。こちらは「国等から得た情報の提供」の追記で、保険者協議会のご意見を反映したものになります。2か所目は、次の6ページ、左の一番上の「○」でございます。この部分「国から提供されるデータの活用やバイオ後続品に関する情報の共有」の追記をしております。こちらは区市町村と保険者協議会からのご意見を反映したものでございます。

なお、今回の改定案の修正内容を反映しました計画改定案の全文は、資料3になります。

説明は以上になります。

○古井委員長 ありがとうございます。

今ご説明があった内容につきまして、委員の先生方よりご質問、あるいはご意見などございましたらお願いいたします。挙手のボタンでもご発声でも構いませんのでよろしくお願いいたします。

個人の方や自治体、それから保険者協議会からも幾つか意見をいただいたという事務局の話でした。保険者協議会の代表で参加していただいている桃原委員、何かコメントはございますでしょうか。

○桃原委員 ご指名ありがとうございます。桃原でございます。

私どもから出させていただいた意見について、反映していただきましてありがとうございます。

この形で進めていただければと思っておりますけれども、保険者協議会の中でも後発

医薬品の供給の問題に関する懸念がかなり多く出ていたということがございます。改定案はこれで結構なのですけれども、この問題については、また別の会議体もあると思いますし、なかなか難しい問題だと思うので、ぜひ東京都としても国に対して意見を言うなど進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○古井委員長　ありがとうございました。

確かに医薬品のご意見などもほかにありましたが、東京都薬剤師会会長の高橋委員、何かコメントはございますでしょうか。

○高橋委員　ありがとうございます。

いずれにしても後発医薬品については、目標数値ということで対応させていただくということで進めていこうと考えておりますが、何せ今お話があったように物が多くないという事実がございますので、そこはなるべく近づけていく考え方で対応していくしかないかなと今思っているところではあります。

○古井委員長　ありがとうございます。

都道府県だけではなく、むしろ国の状況も非常に重要ですので、情報の収集や共有も確かに大事かと思えます。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局にうまくまとめたいただけたかなと思っております。ありがとうございます。

それでは、事務局はこのとおりの一部改定に向けて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後の進め方について、何か事務局からございますでしょうか。

○保険財政担当課長　今後、この計画につきましては、年度内の改定と公表に向けて準備を進めてまいります。なお、公表に際しましてはプレス発表を行いまして東京都のホームページに掲載いたしますので、事前に委員の皆様にもお知らせをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○古井委員長　ご丁寧にありがとうございました。

それでは、議事（２）「その他」になりますけれども、こちら事務局よりご説明をお願いいたします。

○保険財政担当課長　それでは、資料４です。

東京都医療費適正化計画検討委員会につきましては、常設するものではなく、計画改定の年に設置するものでございますので、令和１１年度までの第四期計画期間における進捗管理等について、この場を借りてご説明させていただきたいと思えます。また、併せて進捗管理の方法に関するご意見もいただければと思えます。

それでは、資料をご説明させていただきます。

まず、①の「進捗状況の公表」ですけれども、第四期計画の進捗状況につきましては、高確法の第１１条の定めを踏まえまして、毎年度作成して、東京都のホームページで公表します。

こちらは画面共有でお示しいたします。東京都の医療費適正化計画のサイトの中に各期の計画のページがありまして、その中で計画と各年度の進捗状況を公表しております。

例えば、第三期計画の毎年度の進捗状況報告ですけれども、こちらの画面のような様式で報告を作成しております。報告様式は、その年度の実績と、それを踏まえた翌年度以降の実績なども記載する形になっております。こちらは国の報告様式を少し改変して作成しているものでございます。こういった形で毎年度進捗状況を公表していく考えでございます。

資料4にお戻りいただけますでしょうか。次、②の国の基本方針と今後の見直しでございます。

都道府県の医療費適正化計画作成のベースとなる国の医療費適正化基本方針ですけれども、現行の基本方針の中に②の表中に記載の2つの見直しのことが触れられております。

まず1つ目ですけれども、医療費の見込みでございます。こちらについては現在法改正に向けて検討等が進められております「新たな地域医療構想」の検討状況を踏まえて、入院医療費の推定値の算出方法を見直すというものでございます。

もう1つがリフィル処方箋のKPIの設定に伴う見直しでございます。

まず、「医療費の見込み」につきましては、今後「新たな地域医療構想」の検討が進み、具体的な開始年度まで決まったところで国の基本方針の見直しも行われるのではないかと考えられます。このため、変更時期につきましては、現時点では「検討状況を踏まえて」となっております。

もう1つの「リフィル処方箋」につきましては、「KPIの設定を検討し」とあるので、特に現行の基本方針の中でも時期は明示されておられません。

この2点の見直しがあった場合には、計画そのものを改定するのではなく、①の進捗状況の作成・公表の中で実績値に対する参考値として記載し、報告するという形を考えております。

国の基本方針の2つの見直しの部分は、いずれも推計値や目標値の設定に関するものでございますので、計画に記載の個別の実績の設定を大きく変えるものにはならないのではないかと考えているためでございます。このことから、変更・設定された推計値や目標値を実績値と対比しながら当該年度の実績を振り返り、次年度の実績の進め方を考えるという形でよいかと現時点では考えております。

説明は以上になります。

○古井委員長　ありがとうございました。

事務局よりご報告がありましたが、これに関して何か委員の先生方からご意見あるいはご質問ありますでしょうか。遠慮なくお願いいたします。

確かに改定期にしか委員会が開けないということと、状況がまだ不明なものが出てきたときに、委員会を毎回必ず全員参加でやるかどうかというのと、ただ、そういう中

でホームページも活用しながら情報の共有とかモニタリングをぜひしたほうがいいのではないかとのご提案だったかと思います。

石川委員、お願いいたします。

○石川委員 まず1つ目ですけれども、資料4に示していただきました進捗状況の管理方法に関しては、都からご提案があったとおりでよろしいかと思っております。

その上で、①と②の項目の中で②の「医療費の見込み」に関しては、皆様ご存じだと思いますけれども、「新たな地域医療構想」の取りまとめが昨年12月18日に出まして、現状のところでは「新たな地域医療構想」自体のガイドラインの策定を行う部分が2025年度、2026年度に地域医療構想を都道府県で検討していただく形になっているのですが、医療機関機能であるとか2027年度以降に具体的にさらに積み残しになってくる課題もあると思いますので、今回の第四期医療費適正化計画の中でも後半の期間において課題になってくるものだろうと考えております。

これに関しては、都としての動きができるところまで時間はかかると思いますが、おおよそここに示されているとおり検討状況を踏まえた上で変更していただくのであれば、大きな問題はなく適切に取り扱いいただけるものと考えております。

以上です。

○古井委員長 石川委員、早速にありがとうございました。

事務局は何かコメントございますでしょうか。

○保険財政担当課長 ありがとうございます。恐らく「新たな地域医療構想」の検討が進む中でこちらの医療費適正化計画についても、推計方法や国から推計を行うためのデータセットなどが提供されてくると思います。そういったものを活用しながら、参考値という位置づけながらもしっかりと計算して、実績値と対比しながら情報共有したり公表するという形で進めていきたいと思っております。

○古井委員長 ありがとうございます。

そのほかに何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

○石川委員 あと1点だけ追加で。

今、「新たな地域医療構想」に関するお話もさせていただいたところなのですが、恐らくこれから「新たな地域医療構想」を動かしていくための医療関連法の改正という話が今年度以降出てくることが想定されています。なので、先が分からないのですが、もしかすると医療費適正化計画自体に関しましても法改正の中で若干扱いが変わってくる項目があるかもしれないということで、ちょうど医療計画もそうなのなのですが、2024年から始まりまして、当初3年間の部分は恐らくこのままで走る形になるのですが、後半の3年間に関しましては結構大きな変更があるかもしれないということで、東京都では必要に応じて、例えば委員会を招集していただくとか検討を進めていただくといいかなと思っております。

ただ、法改正自体が必ずしも予定どおり円滑に進むかどうか、まだまだ先行きが不透

明なところがありますので、ぜひとも委員の先生方も状況を注視していただければと思っている次第です。

以上です。

○古井委員長 状況を踏まえてということで、すごく大事なかなと思います。ありがとうございました。

そのほかに何かご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日は以上で議事は終わりなのですが、そのほかに何か先生方から質問やご意見、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議事は終了といたしたいと思います。

事務局より何か連絡事項はありますでしょうか。

○保険財政担当課長 先ほどもご説明しましたけれども、本計画につきましては、この後、年度内の改定と公表に向けて準備を進めてまいります。公表に際しましては、委員の皆様事前に情報提供させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、今年度最後の委員会となりますので、地域保健担当部長の井上からご挨拶をさせていただきます。

○地域保健担当部長 東京都保健医療局地域保健担当部長の井上でございます。

委員の皆様におかれましては、今年度2回の本委員会におきまして、様々な立場、ご経験から大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

改めて申し上げるまでもございませんが、この東京都医療費適正化計画は、都民の生活の質を維持向上しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することを目指すものでございます。

今回の一部改定では、後発医薬品の使用促進に係る新たな目標値や取組を盛り込むことができました。引き続き、保険者の皆様、医療関係者の皆様、区市町村の皆様と密に連携を図りながら、本計画に定める取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

今年度の本委員会は本日が最後となりますけれども、委員の皆様にはそれぞれの立場から引き続きご助言、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本計画の一部改定に当たりましては、古井委員長をはじめ、委員の皆様のご尽力に対し、改めて感謝を申し上げます。

簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○保険財政担当課長 事務局からは以上でございます。

委員の皆様、最後まで検討に当たり、ご意見、ご助言など賜りまして。どうもありがとうございました。

○古井委員長 それでは、以上をもちまして令和6年度第2回東京都医療費適正化計画検

討委員会を終了といたします。皆様、どうもありがとうございました。

(午後 5 時 5 7 分 閉会)